

尾鷲市コミュニティバスにおける65歳以上等の運賃無料化について

1 目的

65歳以上の高齢者に対しコミュニティバス（ふれあいバス）の運賃無料化を実施することで、バスを利用した外出を促し、フレイルや要介護の予防につなげ、健康寿命の延伸を図るとともに、小学生以下の児童や障害者手帳等の交付を受けている者についても運賃無料化を行うことで、バス利用の機会を拡大させ、将来のバス利用者の増加や家計の負担軽減につなげることを目的とする。

2 開始日

令和8年10月1日

3 対象者

- (1) 小学生以下の者
- (2) 尾鷲市に住所を有する65歳以上の者であって、申請に基づき発行する無料パスを提示した者
- (3) 身体障害者手帳、知的障害者療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、被救護者割引証等を提示した者

4 路線

指定管理により運行「尾鷲地区、須賀利地区」

業務委託により運行「九鬼・早田線、北輪内線、南輪内線」

5 無料パス（案）



6 無料パスの申請方法等

尾鷲市に住所を有する65歳以上の希望者に対し、市役所本庁舎、各コミュニティセンター及びふれあいバス車内において申請書の配布・回収を行い、郵送により無料パスを交付する。

利用者はバス降車時に無料パスを運転士に提示することで、運賃が無料となる。

7 乗降者数の把握方法

路線毎（色分け）・料金別の切符を受託者である三重交通が発行し、降車時に運賃箱で回収することで乗降者数を把握する。なお、バス停毎の乗降状況については、不定期の乗降調査を実施することで把握する。

8 料金体系（案）

区 分		料金（改正前）	区 分	料金（改正後）
大人		普通料金	65歳以上	無料
			65歳未満	普通料金
子供	小学校の児童	普通料金×0.5	小学生以下	無料
幼児	小学校入学前の者	幼児単独乗車は子供料金（ただし、大人又は子供の同伴者1名につき幼児1人は無料とする。）		
身体障害者手帳所有者		普通料金に100分の50を乗じた額（その介護人は普通料金に100分の50を乗じた額）	身体障害者手帳所有者	無料 （その介護者は普通料金の半額）
知的障害者療育手帳所有者		普通料金に100分の50を乗じた額（その介護人は普通料金に100分の50を乗じた額）	知的障害者療育手帳所有者	
精神障害者保健福祉手帳所有者		普通料金に100分の50を乗じた額（その介護人は普通料金に100分の50を乗じた額）	精神障害者保健福祉手帳所有者	
被救護者割引証所有者		普通料金に100分の50を乗じた額（その介護人は普通料金に100分の50を乗じた額）	被救護者割引証所有者	
運転免許自主返納者		普通料金に100分の50を乗じた額（その同伴者は普通料金に100分の50を乗じた額）	運転免許自主返納者	
				無料 （その付添人は普通料金の半額）
				普通料金の半額 （その同伴者は普通料金の半額）

※利用料金は、条例において乗車距離に応じて200円～600円と定められており、路線毎の料金は規則で定められている。